

朝日町外国語指導助手派遣業務委託仕様書

外国語指導助手派遣業務を、以下に定める仕様により実施するものとする。

1 業務の名称

令和7年度 債 第2号

朝日町外国語指導助手派遣業務委託

2 業務履行期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

3 業務履行場所

- (1) あさひ園（幼保一体化施設）、朝日小学校、朝日中学校
- (2) その他

4 業務履行人数

2名

5 業務内容

業務内容は、教育委員会が管理運営する学校・園の外国語指導助手派遣業務及び当該関連業務とする。

- (1) 中学校における外国語（英語）授業及び小学校における外国語活動・外国語授業の指導補助（小中学校とのチーム・ティーチング）
- (2) 中学校における外国語（英語）及び小学校における外国語活動・外国語の教材やカリキュラム等の作成補助
- (3) 中学校英語科教員、小学校外国語活動・外国語担当及び学年担当教員との事前打ち合わせ
- (4) 学校行事、教育委員会主催の英語及び国際理解教育に関する行事等への協力
- (5) 勤務時間内の課外活動、学校行事、その他本事業の円滑な遂行に必要なと思われる活動への協力
- (6) 教育委員会が主催する会議及び研修会等への参加
- (7) 教職員等を対象とする外国語教育や総合的な学習の時間等への参加、指導補助
- (8) その他、派遣先と派遣元が合意した業務

6 外国語指導助手の要件

外国語（英語）指導講師は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 発音に癖のない英語を話すこと
- (2) 性格、素行が健全であること
- (3) 心身ともに健康であること
- (4) 学士以上の学位を有していること
- (5) 幼児児童生徒及び教職員と積極的にコミュニケーションを図れること
- (6) 英語を指導することに熱意を持っていること

- (7) 英語指導経験が1年以上あり、指導に長けていること
- (8) 業務の履行に要する日本語能力を有すること
- (9) 日本の生活に適応し、人間性、協調性に富む者であること
- (10) 各業務履行場所への移動が自分でできること
- (11) 守秘義務を遵守できること
- (12) 指導者としてふさわしい態度・服装等ができること

7 業務派遣日・業務派遣時間・休憩時間

- (1) 派遣日は、原則として月曜日から金曜日までとし、夏季休業日及び冬季休業日は派遣しない日とする。ただし、学校行事及び研修会等で事前に双方の合意がある場合は、派遣日とすることができる。
- (2) 派遣時間は、午前8時20分から午後4時50分までの8時間30分とする。(休憩時間45分を含む)
- (3) 授業時間は、原則1日5時間を最大とし、週5日25時間を上限とする。
- (4) 最大派遣日数は、200日程度とする。

8 受託業務の履行

受託者は、受託業務の履行に当たり、次の事項を遵守する。

- (1) 受託業務の履行担当者を定め、主旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること。
- (2) 受託業務の履行担当者に支障が生じた場合には、直ちにその旨を教育委員会に報告し、代理担当者により受託業務を履行すること。
- (3) 受託者の都合により、上記8(2)による業務の履行ができなかった場合、受託者は未履行分の受託業務を教育委員会と調整の上、期間中の他の日に履行すること。
- (4) 英語指導講師に対し、定期的に研修等を行い、指導力の向上に努めること。

9 業務料に含まれるもの

受託業務の履行に要する一切の費用は、受託者の負担とする。

(人件費、研修費、住居費、旅費、交通費、教材教具等)

10 業務料の支払い方法

- (1) 派遣元(受託業者)は、毎月10日までに請求書を派遣先(教育委員会)に提出する。
- (2) 業務料の請求金額は、年12回(毎月)で等分した額とする。
- (3) 派遣先は、契約に基づき、請求があった翌月までに業務料を派遣元に支払う。

11 提出書類

- (1) 派遣元は、派遣開始後、速やかに着手届を作成し、派遣先に提出する。
- (2) 派遣元は、毎月10日までに月別実施報告書を派遣先に提出する。
- (2) 派遣元は、業務完了後、速やかに業務完了報告書を派遣先に提出する。

12 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項については協議すること。
- (2) 細部の運営については、各学校等の事情に合わせることを。